

# 練馬区キャッチバレーボール協会規約

平成23年4月10日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、練馬区キャッチバレーボール協会（Nerimaku Catch Volleyball Association (NCVA)）と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は、練馬区キャッチバレーボール協会会長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、練馬区におけるキャッチバレーボール団体を統括し、キャッチバレーボールの普及と技術の向上を図り、もって、青少年の育成に寄与し、生涯スポーツとしてキャッチバレーボール活動の健全な充実・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) キャッチバレーボールの発祥の拠点として、普及奨励を推進
- (2) キャッチバレーボール競技大会の開催
- (3) キャッチバレーボールの指導者の育成
- (4) キャッチバレーボールの審判員の養成
- (5) キャッチバレーボールの競技規則の規定
- (6) 機関紙及び刊行物の発行
- (7) その他、この協会の目的を達成するために必要な事項

## 第3章 組織

(組織の構成)

第5条 本協会は、協会に加盟した団体をもって構成する。

(ブロック)

第6条 本協会にブロックを置く。協会に加盟した団体は、ブロックに加入するものとし、ブロックの規定は、理事会の承認に基づき、練馬区キャッチバレーボール協会規約細則（以下「規約細則」という。）に定める。

#### 第4章 役員

(役員)

第7条 本協会には、次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 2名

理 事 長 1名

副理事長 4名

常任理事 19名

理 事 登録団体（他の役員（顧問、参与及び代議員を除く。）  
に就任した登録団体を除く。） 各1名

監 事 2名

顧 問 若干名

参 与 若干名

代 議 員 登録団体 各1名

(任期)

第8条 第7条の役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員を選出)

第9条 役員（顧問、参与及び代議員を除く。）は、協会又はブロックから選出され、総会において承認を得る。

2 協会推薦の学識経験者及び個人会員の役員選出は、5名を基準とする。

3 ブロックから選出される役員候補の定数は、理事会の承認に基づき、規約細則に定める。

4 協会又はブロックから選出された役員候補は、互選により会長、副会長及び理事長、副理事長を推薦し、推薦された会長、副会長及び理事長、副理事長が、他の役員の役職を推薦し、総会においてすべての役員の承認を得る。

5 役員に欠員が生じたときは、役員を選出したブロックから欠員を補充する。この場合、会長が委嘱し、その後任役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

(会長)

第10条 会長は、本協会を代表し、協会の業務を統括する。

(副会長)

第11条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(理事長)

第12条 理事長は、会務を処理執行する。

(副理事長)

第13条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

2 副理事長は、専門委員会の委員長となり、委員会の会務を統括する。

(常任理事)

第14条 常任理事は、常任理事会の構成員となり、専門委員会の副委員長として、常務を処理する。

(理事)

第15条 理事は、理事会の構成員となり、専門委員会の委員として、会務を処理する。

(監事)

第16条 監事は、会務及び会計を監査する。

2 監事は、他の役員を兼任することはできない。

(顧問)

第 17 条 顧問は、本協会の功労者の中から理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

2 顧問は、会長の諮問に応じるものとする。

(参与)

第 18 条 参与は、本協会関係者の中から理事会の推薦により、会長が委嘱する。

2 参与は、理事会の諮問に応じるものとする。

(代議員)

第 19 条 代議員は、本協会に加盟した登録団体から選出された者 1 名とし、会長が委嘱する。

2 代議員は、総会の構成員となる。

3 代議員が、他の役員に就任したときは、代議員としての資格を失う。

## 第 5 章 会議

(会議の種類)

第 20 条 本協会には、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 専門委員会

(総会)

第 21 条 総会は、本協会の全役員をもって構成し、毎年 1 回会長が召集する。

2 臨時の総会は、理事会の議決により会長が召集する。

3 現役員のお分の 1 以上から総会の招集請求があった場合は、会長は、その請求のあった日から 30 日以内に、総会を招集しなければならない。

4 会長が召集を発しない場合は、副会長が自ら若しくは請求した役員が副会長を通じて、総会を招集することができる。

5 総会の招集は、総会を実施する日の15日前までに、会議に付すべき事項、日時、場所等を記した書面をもって役員に通知する。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、理事長が行う。

(総会の議決)

第23条 総会は、規約に定めがあるもののほか、次の各号を審議決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 役員（顧問、参与及び代議員を除く。）の承認に関すること
- (4) 協会規約の制定、改正に関すること
- (5) その他、協会の運営に関する重要な事項

(総会の定足数等)

第24条 総会は、役員のお二分の1以上が出席しなければならない。

ただし、委任は出席として取り扱う。

2 総会に出席できない代議員は、その選出した団体からその代理人を出席させることができる。

3 総会の議事は、出席役員のお過半数の議決をもって決定し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(理事会)

第25条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事及び監事をもって構成する。

2 理事会は、必要に応じて会長が召集し、理事長が議長となる。

3 理事会は、構成する現役員のお三分の1以上から理事会の招集請求があった場合は、会長は、その請求のあった日から30日以内に、理事会を招集しなければならない。

4 会長が召集を発しない場合は、副会長が自ら若しくは請求した役員が副会長を通じて、総会を招集することができる。

5 理事会は、規約に示されたもののほか、本協会の重要事項を審議する。

(理事会の定足数等)

第 26 条 理事会は、構成する役員のうち 2 分の 1 以上が出席しなければならない。ただし、委任は出席として取り扱う。

2 理事会の議事は、出席役員のうち過半数の議決をもって決定し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(常任理事会)

第 27 条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び監事をもって構成する。

2 常任理事会は、必要に応じて会長が召集し、理事長が議長となる。

3 常任理事会は、本協会の基本事項を企画立案する。

(専門委員会)

第 28 条 本協会の事業を行うため、専門委員会を設置する。

2 専門委員会の設置、構成及び検討事項の決定は、理事会の議決による。

3 専門委員会の決定事項で規約に定めのない事項は、理事会の承認を得なければならない。

(議事録)

第 29 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者 2 名以上が署名し、または記名押印しなければならない。

## 第 6 章 加盟登録

(加盟団体登録及び個人登録)

第 30 条 本協会への加盟登録については、理事会の承認に基づき、規約細則に定める。

## 第7章 会計

(会計の任期)

第31条 会計の任期は、2年とし、2任期を限度とする。

(協会の経費)

第32条 協会の経費は、次の各号をもってあてる。

- (1) 会金及び会費
- (2) 事業に伴う収支
- (3) 助成金並びに寄付金
- (4) その他の収支

(事業計画及び収支予算)

第33条 協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長の責任で編成し、理事会及び総会の議決を経る、事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

(収支決算)

第34条 協会の収支決算は、会長の責任で作成し、事業報告書とともに監事の意見を付し、理事会及び総会の承認を受ける。

(会計年度)

第35条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 雑則

(加盟)

第36条 本協会は、公益社団法人練馬区体育協会に加盟する。

(相互扶助)

第37条 上部組織(体育協会等) 役員及び顧問、参与、協会役員等の慶弔等に際して、社会通念上常識の範囲において金品、祝電、弔電等を贈呈できる。

(帳簿及び書類の備付等)

第 38 条 本協会は、次の帳簿及び書類を備えなければならない。

ただし、他の事情によりこれに代わる帳簿及び書類を備えたときは、この限りではない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 財産目録
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第 1 号から第 4 号までの書類及び同項第 5 号の帳簿及び証拠書類は 5 年間、同項第 7 号から第 8 号までの帳簿及び書類は 1 年間保存しなければならない。

(規定の制定)

第 39 条 本規約を実施するため必要な規定は、練馬区キャッチバレーボール協会規約細則に定める。

2 規約細則は、理事会の議決により制定、改正を行う。

(規約の改正)

第 40 条 規約の改正は、理事会に諮り、総会の議決により改正することができる。

2 規約は、役員現在数の 4 分の 3 以上の議決を受けなければ、改正できない。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 10 日に制定し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。